

王流 王求 亲斤 幸良

提訴の法的根拠
高裁、国に求める
高江ヘリパッド訴訟

福岡高裁那覇支部で11日にあつた高江ヘリパッド訴訟の控訴審で、裁判所は国に対し、提訴した法的根拠などを示すよう訟明事項の回答を求めた。国は次回期

日の11月20日までに回答するとしている。裁判所が国の提訴について法的根拠の不備を指摘したことになる。

裁判所が国に求めた証明事項には、抽象的存在である「国」の「通行を物理的な方法」で妨害するのは不可能と指摘。国の機関である沖縄防衛局職員を国的一部と考えたとしても、受注請負業者を「国ないしそ一部とは解しがたい」としている。

また、裁判所は国が妨害したとして主張する道路は県が管理しており、「道路法上では道路を構成する敷地に私権を行使できない」として、国に私所有権行使できる法的根拠の提示を求めた。さらに、国が妨害を主張する進入路以外で使用できる进入路があれば

「訴える利益はないとも考えられる」と指摘し、国に主張・立証を求めている。